

# 大館市農業委員会総会議事録

令和4年5月13日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和4年5月13日（金）午前9時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1番	渡邊 久留美	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
2番	石山 元一	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名（ 1名）					
3番	阿部 重信				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	10番	菅原 一成		11番	小畑 美恵子
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 12 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 18 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 19 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請の送付について
議案第 20 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、阿部 重信 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 10 番 菅原 一成 委員、議席番号 11 番 小畑 美恵子 委員にお願いいたします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告 4 月総会～5 月総会について
- ・報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 18 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

7 ページをお開き願います。

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 4 年 5 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

8 ページをお開き願います。

内訳は、No.31 と No.32 の 2 件で、地目は田が 3,054.00 m<sup>2</sup>、畑が 2,627.00 m<sup>2</sup>で、面積合計は 5,681.00 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、No.31 は「受贈」で、No.32 は「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいま説明のあった議案第 18 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 18 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 19 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

9 ページをお開き願います。

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 4 年 5 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

10 ページをお開き願います。

内訳は、No.10、No.11 の 2 件で、地目は No. 10 が田で 1,391.00 m<sup>2</sup>、No. 11 が畑で 491.00 m<sup>2</sup>、合計 1,882.00 m<sup>2</sup>であります。

No.10 は宅地分譲地、No.11 は一般住宅を建築しようとするものです。

最初にNo.10 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大館駅方面より樹海ラインを進み、有浦小学校手前の交差点を左折して、有浦区画 1 号線及び板子石東線を直進し右折して代野道北 1 号線を 60m 進んだ左側に位置する第 1 種中高層住居専用地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)（都市計画法第 8

条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.10の位置図及び配置図は、11、12ページに記載してありますが、訂正をお願いいたします、11ページの位置図の真ん中下付近の市道板小石東線の板小石の小を子供の子に訂正願います。

次にNo.11、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は、市街地より国道7号を青森方面に進み獅子ヶ森入口交差点を右折し、市道上代野積迦内線に入り450m進んだ右側に位置する第2種農地で、農用地区域内農地、甲種、1種、3種農地に該当しない農業公共投資対象外の小団体の生産性の低い農地に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.11の位置図及び配置図は、13、14ページに記載のとおりであります。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.10、No.11の現地調査の結果を議席番号2番の石山元一委員よりご報告願います。

### 2番(石山委員)

2番の石山元一です。

議案第19号について、去る5月2日に渡邊久留美委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.10についてであります。申請地は11ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道 大館十和田湖線（樹海ライン）を有浦小学校に向かい有浦小学校手前を左折、有浦区画1号線に入り450m直進し板子石東線に入り280m直進し右折、代野道北1号線を60mほど進んだ左手の農地で、休耕地として管理されておりました。

12ページの配置図にありますように、事業用の分譲地を造成しようとするものです。

転用にあたり、隣接する雑種地40㎡と一体利用し1m盛土して造成を行うものです。西側、東側宅地と市道側の間には既存のL型擁壁があり、北側の法定外道路にはコンクリート側溝を設置します。盛土し砕石仕上げした高さは、西側、東側は、既存のL型擁壁よりひくくし、北側はコンクリート側溝とレベルを合わせ、南側も道路と同じ高さにし、土砂流出を防ぐ計画です。

雨水等は新設する浸透型側溝に流して区域内処理をし、大雨時は、北側水路へ放流、汚水、生活雑排水等は公共下水道を利用することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

次に、No.11であります。申請地は13ページの位置図になります。

この場所は、国道7号を青森方向に進み大館北インターチェンジ手前120mにある獅子ヶ森入口交差点を右折し、市道上代野積迦内線を450mほど進んだ右側農地で、現在は休耕地として管理されておりました。

14ページの配置図にありますように、申請者が農地を購入し、一般住宅を建築しようするものです。

転用にあたっては、整地を行いますが、盛土は行わないため、市道に面する北側や西側の既存の側溝への流出はありません。また、東側の土留めコンクリート及び南側の土留め積石より土地がひくいため、隣地への土砂等の流出もありません。

なお、北側の市道側が出入口となりますが、市道と側溝には10cmほどの段差があるため、段差プレートを敷く計画です。

雨水排水は自然流下とし、大雨時は西側市道側溝へ流出させる計画であり、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽を設置することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただ今、石山 元一 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 19 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 19 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

#### 議長

次に、議案第 20 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

15 ページをお開き願います。

議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 5 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

16 ページをお開き願います。

16 ページから 21 ページまで、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 2 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 131 から新 - 224 までの 94 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 1 件、3 年が 20 件、4 年が 3 件、5 年が 16 件、6 年が 14 件、8 年が 1 件、10 年が 39 件で、地目は田の面積が 703,567.91 m<sup>2</sup>、畑の面積が 25,060.00 m<sup>2</sup>、面積合計は 728,627.91 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 20 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

初めに、「新-133、173、174 及び新-181 から 184 と新-223、224 を除いた新-131 から新-222 まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 19 番（渡邊委員）

19 番 渡邊です。

質問ではないけれど、中間管理機構との契約にあたって、6 年又は 10 年と期間がある訳ですが、長期契約にすると恩恵があるのか伺いたい。

## 事務局

中間管理機構の契約は 10 年以上となっております。

## 議長

暫時休憩します。

— 休 憩 —

## 議長

他にないようですので、「新-133、173、174 及び新-181 から 184 と新-223、224 を除いた新-131 から新-222 までの 85 件」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、「新-133、173、174」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 5 番 小林 大樹 委員は退席願います。

(5 番 小林 大樹 委員 退席 )

## 議長

何かご意見ご質問ございませんか。

## 議長

ないようですので、「新-133、173、174」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 5 番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(5 番 小林 大樹 委員 入室し着席 )

## 議長

次に、「新-181 から 184 及び新-223、224」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 6 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(6 番 小畑 純市 委員 退席 )

## 議長

何かご意見ご質問ございませんか。

## 議長

ないようですので、「新-181 から 184 及び新-223、224」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 6 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(6 番 小畑 純市 委員 入室し着席 )

## 議長

次に、「22 ページの再-11 から再-14」について事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

決定依頼の件数は、再-11 から再 - 14 までの 4 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 2 件、3 年が 1 件、6 年が 1 件で、地目は田の面積が 23,838.00 m<sup>2</sup>、面積合計も 23,838.00 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

## 議長

「再-11 から再-14」について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、「再-11 から再-14」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・活動について、法務局等よりの現地確認があった場合は連絡するので立ち会って頂きたい、活動が増えるので協力して下さい。

議長

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午前9時55分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月13日

議 長

---

議事録署名委員 10 番

---

議事録署名委員 11 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第18号 No.31	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字上台・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字高村・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字高村・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	譲渡(貸)人と譲受(借)人は同居する親子であり、申請地は、これまでも申請者世帯により耕作が行われている。本申請は、後継者への所有権移転が目的であり、今後も本世帯で営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、5月1日、小林大樹 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第18号 No.32	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市早口字前田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市早口字岩野目・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市早口字前田・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月1日、高坂千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)